処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第108条の3の5

処 分 の 概 要: 自転車運転者講習の受講命令

原権者(委任先): 三重県公安委員会

法令の定め:

道路交通法第108条の3の5 (自転車運転者講習の受講命令)

処 分 基 準:

道路交通法第108条の3の5に規定する危険行為(以下単に「危険行為」という。)をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。

- ・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路にお ける交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合
- ・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき

問い合わせ先:交通部交通企画課安全対策係(電話059-222-0110)

備 考: